

○中間市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月11日告示第204号

中間市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的としてブロック塀等の撤去を行う者に対し、中間市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (2) 道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条の規定により市が作成した中間市耐震改修促進計画に定める避難路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、第3号に掲げる要件については、福岡県折尾警察署に照会する方法により確認するものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員でない者又はこれらと密接な関係を有しない者であること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たす高さが1メートル以上の市内にあるブロック塀等であって道路に面するものの全部又は一部を撤去するものとする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

- (1) 社団法人日本建築学会が別に定める診断カルテ（以下「診断カルテ」という。）による診断の結果が40点未満のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 補助対象工事のうち前項に規定するブロック塀等の一部を撤去するものは、同項に規定するもののほか、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業完了後に診断カルテによる診断の結果が70点以上となるもの
- (2) 補助事業完了後に対象となるブロック塀等の高さが1.2メートル以下となるもの
- (3) 対象となるブロック塀等が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する

道路内に存しないもの

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費の額（次項において「補助対象経費の額」という。）に3分の2を乗じて得た額又は16万円のいずれか低い額とする。この場合において、当該乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費の額が補助対象工事により撤去するブロック塀等の総延長に1メートル当たり8万円を乗じて得た額を超えるときは、補助対象経費の額は、当該乗じて得た額とする。

(事前協議)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次条の規定による交付申請の前に、市長と事前協議を行わなければならない。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に、中間市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、第17条のとおりとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、中間市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知する。この場合において、必要があるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査又は現地調査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、中間市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

3 申請者は、第1項の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、事情により事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに中間市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により補助金交付申請取下届が提出されたときは、市長は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後、事情により交付申請の

内容を変更するときは、速やかに中間市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じるときは、速やかに中間市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに中間市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中間市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（別記第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、中間市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（別記第9号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、中間市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中間市ブロック塀等撤去費補助金返還請求書（別記第11号様式）により期限を定めてその返還を求めるものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第17条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第11条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

3 申請者は、実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定したとき、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記第12号様式）にその根拠となる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、これを市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。